

ご利用になる皆様へ

熊本市では、身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの未就学児、またはこども発達支援センターを利用される未就学児を対象にむし歯予防を目的とした「歯っぴー」事業を実施しています。

むし歯は、重症化すると、治療期間が長くなり、全身の健康にも影響することから、本人及びその家族にとって負担が大きくなることが予想されます。

フッ化物を利用した口腔のケアを行うことで、むし歯を予防し、食べる、話すなどの口腔機能の発達を支援します。

【対象者】

- ①身体障害者手帳もしくは療育手帳をお持ちの未就学児
- ②こども発達支援センターを利用する未就学児

【利用方法】

事前に、各区役所保健こども課へお電話等にて予約が必要です。

※受診の際は、障害者手帳等と歯ブラシ、親子(母子)健康手帳をご持参ください。

【費用】

1回 310円

※身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は無料です。

【内容】

- ・フッ化物塗布
- ・口腔のケア及び歯科相談

※歯科相談のみのご利用の場合は無料です。

【お問合せ先】

健康づくり推進課	328-2145
中央区役所保健こども課	328-2419
東 区役所保健こども課	367-9134
西 区役所保健こども課	329-1147
南 区役所保健こども課	357-4138
北 区役所保健こども課	272-1128

令和8年度（2026年度）

障がいのあるこどもの口の健康づくり

「歯っぴー」事業のご案内

守ろう未来の宝！
はじめよう
フッ化物健口！



熊本市は政令指定都市20市の中で、1歳6か月児及び3歳児のむし歯が多い地域です。

こどもたちのむし歯を予防するために、フッ化物を応用したむし歯予防を推進しています。

令和8年度 実施日一覧

	中央	東	西	南	北
4月				14(火) 午後	15(水) 午後
5月	8(金) 午前	13(水) 午前	12(火) 午後		
6月					17(水) 午後
7月	10(金) 午前	8(水) 午前	14(火) 午後		
8月					19(水) 午後
9月	11(金) 午前	9(水) 午前	8(火) 午後		
10月					28(水) 午後
11月	13(金) 午前	11(水) 午前	10(火) 午後		
12月					16(水) 午後
1月	15(金) 午前	13(水) 午前	12(火) 午後	12(火) 午後	
2月					17(水) 午後
3月	12(金) 午前	10(水) 午前	9(火) 午後		

*開催時間について

【午前】 9:30~11:30

【午後】 13:30~15:30

当日 37.5℃以上の発熱がみられるときや、体調不良のときは受診をお控えください。

*南区は会場が改修工事のため2回となっています。

むし歯予防のポイント

1 シュガーコントロール

甘味間食の回数が多かったり、間食時間が不規則だとむし歯になりやすくなります。糖分を上手にコントロールすることで、むし歯菌の繁殖をおさえることができます。

2 プラークコントロール

むし歯菌を減らすには毎日の歯みがきが大切です。寝る前の歯みがきを習慣にすると効果的です。

3 フッ化物の利用

フッ化物は歯の表面のエナメル質を強くし、むし歯になりにくくします。

また、初期むし歯(Co)に対して、再石灰化を促し、修復します。



フッ化物塗布の方法

歯ブラシに白いペースト状のフッ化物をつけて歯に塗ります。

塗布後は、約30分間、飲食をしないようにします。

継続して塗布しましょう



フッ化物の塗布は、年に2回以上、永久歯が生えそろう14歳頃まで継続すると効果があります。

❁家庭でできるフッ化物の利用❁

①フッ化物配合歯みがき剤の活用
歯みがき剤の成分欄に、フッ素入り、フッ化ナトリウム、モノフルオロリン酸ナトリウム、もしくはフッ化第1スズ、と表示されているものを使用する方法です。

②フッ化物洗口
フッ化物洗口液で約1分間うがいをする方法です。